

秋田県町村電算システム共同事業組合非常勤特別職員の
報酬等及び費用弁償に関する条例

平成25年4月1日
条例第13号

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び第203条の2第4項の規定により、次に掲げる者に対する報酬等及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 議会の議員
- (2) 監査委員

(報酬等の額)

第2条 前条に掲げる者の受ける議員報酬及び監査委員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議会の議員はその職に就いた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

- 2 議会の議員が任期満了その他の事由によりその職を離れたときはその日までの議員報酬を支給する。
- 3 議員報酬を支給する場合、その年度の初日から支給しないとき又はその年度の末日まで支給しないときは、日割計算により支給する。この場合、議員報酬の年額を当該年度の日数で除して得た額をもって日額として計算する。
- 4 議員報酬は、年度末の月の末日までに支給する。ただし、特に必要がある時は、支給日を変更して支給することができる。

(監査委員報酬の支給方法)

第4条 監査委員報酬を支給する場合、その年度の初日から支給しない

とき又はその年度の末日まで支給しないときは、日割計算により支給する。この場合、報酬の年額を当該年度の日数で除して得た額をもって日額として計算する。

- 2 報酬は、年度末の月の末日までに支給する。ただし、特に必要があるときは、支給日を変更して支給することができる。

(費用弁償)

第5条 第1条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、組合職員の旅費の例により費用弁償を支給する。

- 2 前項の規定による費用弁償の支給方法は、組合職員の旅費の例による。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	職名	報酬等の額		
1	議会の議員	議長	年額	20,000円
		副議長	年額	15,000円
		その他の議員	年額	10,000円
2	監査委員	議会議員のうちから選任された者	年額	10,000円
		識見を有する者のうちから選任された者	年額	50,000円